

ちゃんと生活できてる?

けど埼玉でひとりで
フツウに生活するには

埼玉の募集時給の平均は約1,000円

(埼玉の最低賃金は845円)

時給1,400円ないと!

月給だと24万円!

(一時金・税込みの金額、年収では290万円)

	最低生計費調査結果 (25歳・男性)	標準生計費 (総務省・家計調査)
消費支出 (食費・住居費等)	173,524円	159,700円
非消費支出 (税金・社会保険料等)	51,055円	36,613円
予備費(貯蓄等)	17,300円	0円
必要額(月額)	241,879円	196,313円
必要額(時給)	1,392円	1,130円

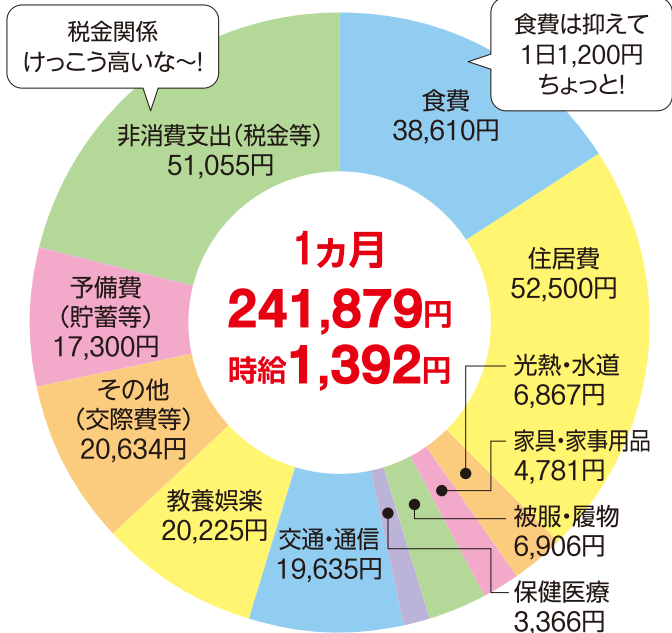


【今回のモデル】25歳/男性/大学卒業後就職/勤続3年目



社会人としてフツウ(※1)に
生活するには…これくらい必要だね!
最賃(※2)が上がれば少し楽に
なるかな!

最低生計費調査 支出内訳



最低生計費調査って?

埼労連(埼玉県労働組合連合会)加盟の組合員のうち、若年単身世帯を中心にしながら、それ以外の世帯の構成員も幅広く対象にして、下記の調査を実施しました。調査を組み合わせることで、「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法第25条)のために、必要な最低生計費の試算を行いました。

- ①生活実態調査(大まかな生活実態を把握)
 - ②持ち物財調査(対象者が生活に必要なものとして何を持っているかを調査)
 - ③価格調査(さいたま市の小売店舗で、実際の市場価格を調査)
- 具体的には、必要な持ち物については、回答者の7割以上が所有しているものを基準として、必要な持ち物の価格(月額換算)を積み上げることで、最低生活費を算出しました。

※1 フツウの生活の定義

ここでいう普通の生活とは社会人として恥ずかしくない程度の持ち物(7割の人が持っているもの)を持ち、月1~2回程度のお付き合いや2ヵ月に1回程度の日帰り行楽に出かけられるなどを想定しています。

※2 最賃って何?

最低賃金(最賃)とは、都道府県単位で定められている賃金(時給)の下限額であり、これを下回ると「法律違反」になります。

埼玉県は2016年10月から、845円が最賃額で、この額は毎年、埼玉地方最低賃金審議会で検討されます。